

# 神奈川県行政書士会小田原支部運営規程

## 〔目的〕

第1条 神奈川県行政書士会小田原支部規則第6条2項並びに第22条の規定により、業務組織の構成・業務分掌及び旅費・手当・慶弔等に関する規程を定める。

## 〔業務組織の構成〕

第2条 支部は、業務組織として総務部・相談研修部・広報厚生部を置く。

## 〔業務分掌〕

第3条 前条各部の業務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 総務部は、支部の総務業務を掌る。
- (2) 相談研修部は、支部の相談業務及び研修業務を掌る。
- (3) 広報厚生部は、支部の広報業務及び厚生業務を掌る。

## 〔旅費〕

第4条 支部役員が、支部の業務のため出張したときは、別表1に定める旅費・日当を支給することが出来る。

- 2 前項の支給は、精算払いによるものとする。

## 〔手当〕

第5条 支部役員が業務のために要する費用として、次のとおり手当を支給する。この手当の額は別表2のとおりとする。

- (1) 支部業務を行う支部長・副支部長及び会計の手当。
  - (2) 支部役員会議に出席した支部役員及び支部長が要請し、この会議に出席した者の手当。及び支部長が要請した部会に出席した者への手当。但し、部会に出席した支部長、副支部長、会計には適用しない。
  - (3) 会計監査がその業務を行ったときの手当。
- 2 支部長・副支部長及び会計の手当は年額とし、一時支給とする。その他の手当は、その都度支給するものとする。

## 〔慶弔〕

第6条 支部会員の親睦と互助の精神に基づき、会員及び家族の福利厚生と共

済を意として、次の区分により別表3に定める給付金を支給する。

- (1) 会員の結婚の給付
- (2) 会員の死亡の給付
- (3) 会員の配偶者及び一親等内の親族の死亡の給付
- (4) 前各号以外の福利厚生に関する事項

(権利の発生と喪失)

第7条 第4条に定める権利の発生は、会員となった日からとし、権利の喪失は退会の日とする。

(給付請求)

第8条 第4条に定める給付金の請求は、給付請求書に給付事由を証する書面を付し、支部長に提出するものとする。但し、支部長が特に認めるときは、請求事由を証する書面の写しを付し、又は、これを付さないことが出来る。

(受給権の喪失)

第9条 第4条に定める給付金の受給権は、受給事由の発生の日から90日以内に給付請求しないとき喪失する。但し、行政書士法第14条の規定に基づく業務停止期間中の者には支給しない。

(講師料等)

第10条 研修会等の講師料については、外部から招請した場合は、1回2時間を基準に5万円以内とする。内部講師については同一基準で3万円以内とする。

(解釈の運用に疑義があるときの処理)

第11条 本規程の解釈運用に疑義ある場合は、支部役員会議に諮り、その決定によるものとする。

附 則

この規程は、平成元年9月8日に公布し、平成元年4月1日から適用する。

1. 平成7年6月27日規程の一部を改正する。
2. 平成25年12月14日規程の一部(第4条第1号及び第3号を追加)を改正する。
3. 平成30年4月17日規程の一部(第8条に講師料等を加え、第8条を第

9条とする。)を改正する。

4. 令和元年5月17日規程の一部(第3条(2)に委員会出席者への手当を追記する。)を改正する。

附 則

この規程は、令和4年2年15日から施行し令和3年6月15日から適用する。

別表1

区 分		金 額
旅費	旅 費	支給の要ある場合は、支部役員会議に諮り、合議を得て支給する。
	日 当	

別表2

区 分		金 額
支部長・副支部長・会計手当	一人につき	年額 15,000円
監査手当	一人につき	3,000円
役員会議出席手当	一人1回につき	3,000円
部会出席手当	一人1回につき	3,000円

別表3

区 分	金 額
会員の結婚	10,000円
会員の死亡	生花と10,000円
会員の配偶者及び一親等内の親族の死亡	10,000円

## 神奈川県行政書士会小田原支部運営規程の一部を改正する規程

第1条中「小田原支部規則第22条の規定」を「小田原支部規則第6条第2項の規定並びに第22条の規定」に改め「旅費・手当・慶弔等」を「業務組織の構成・業務分掌及び旅費・手当・慶弔等」に改める。

第3条中「委員会」を「部会」に改める。

第4条第4号中「前期各号」を「前各号」に改める。

第9条を第11条とし、第2条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の2条を加える。

(業務組織の構成)

第2条 支部は、業務組織として相談研修部・広報厚生部・総務部を置く

(業務分掌)

第3条 前条の各部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 総務部は、支部規則・規程等の改正・制定、HPに関する業務等を掌る
- (2) 相談研修部は、支部の相談業務及び研修業務を掌る。
- (3) 広報厚生部は、支部の広報業務及び厚生業務を掌る。

別表2表中「支部長・副支部長・会計」を「支部長・副支部長・会計手当」に改め、「委員会出席手当」を「部会出席手当」に改めるとともに「役員会出席手当」の項と「監査手当」の項を入れ替える。

### 附 則

この規程は、令和4年2月15日から施行し令和3年6月15日から適用する。